

本検討会で扱う「所有者の所在の把握が難しい土地」とは、「不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地」をいう。

具体的には・・・

- ・所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていない、台帳間の情報が異なるなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人も含む。以下同じ。）の特定を直ちに行うことが難しい土地
- ・所有者を特定できたとしても、転居先が追えないなどの理由により、その所在が不明である土地
- ・登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地
- ・所有者の探索を行う者の利用できる台帳に、全ての共有者が記載されていない共有地
など